

16年度上半期

健康食品トラブル増

(2017年1月10日掲載原稿)

2016年度上半期に県立消費生活センターが受けた相談は1501件（前年度同期1488件）でした。年代別にみると、前年度に同じく70歳以上が最も多いですが、30代、40代、50代からの相談も増加しています。

商品・サービス別での相談件数は、「放送・コンテンツ等」に関するものが最も多く、247件ありました。その半数近くが、「アダルト情報サイト」でのワンクリック請求に関する相談です。トラブル救済をうたう事業者と契約をしてしまう、いわゆる「二次被害」に関する相談もありました。

次に多かったのは、「インターネット通信サービス」に関する相談です。「光コラボ」という新しいサービスを使えばインターネットの接続料金が安くなると電話で説明され、内容を十分理解できていないまま契約を承諾したが、実際には安くなっていなかった」という相談が多くみられました。

また、「健康食品」に関する相談も増加しています。以前は「注文していない健康食品が届いた」という相談が多かったのですが、最近では「初回無料」や「お試し」という広告を見て申し込んだ健康食品が、実は定期購入の契約だった、という相談が多くなっています。

寄せられた相談を見ると、購入条件や契約内容の確認不足がトラブルにつながっていると考えられます。広告には、契約内容等が分かりづらい表記も多くみられますが、後のトラブルを防ぐためにも、契約内容をきちんと理解、納得してから契約することが大切です。

センターのホームページでは、様々なトラブルの事例や注意すべき点について随時掲載していますので、ぜひ参考にして、被害の防止や早期発見につなげてください。